

# 带状疱疹ワクチン

## 任意予防接種には市から費用の助成があります

### 【対象者】

接種日において東久留米市に住民登録のある50才以上の方  
令和5年4月1日以降の接種が対象となります  
※全国どこの医療機関での接種も対象となります



### 【対象ワクチン及び助成金額】(助成は生涯1回限りとなります)

ワクチンの種類	助成金額(上限)	助成回数
生ワクチン	4,000円	1回
不活化ワクチン	10,000円	2回

### 【申請までの流れ】

- 医療機関に予約の上、全額自己負担で接種します。(市外の医療機関も可)  
接種後、接種費用の支払を証明する書類(領収書等)、接種記録が確認できる書類(予診票の控え等)を忘れずに受け取ります。
- 接種日から1年以内**に、以下の書類を健康課予防係(わくわく健康プラザ内)まで提出します。
  - ①带状疱疹ワクチン任意接種に係る償還払い申請書
  - ②接種費用の支払を証明する書類(領収書等) ※コピー可
  - ③接種記録が確認できる書類(予診票の控え等) ※コピー可
  - ④通帳またはキャッシュカードのコピー(本人名義の口座に限ります)

※申請は、健康課予防係の窓口・郵送による提出のほか市ホームページからも可能です。(右の二次元コードからアクセスできます)  
※不活化ワクチンの場合は、できるだけ2回目の接種を終えた後にまとめて申請してください。
- 申請に不備がない場合、申請から約2ヶ月後に助成金を指定された口座にお振込みします。  
振込前に交付決定通知書を申請者の住所にお送りしますので、ご確認ください。  
※その他詳細は市ホームページをご確認ください。

<Web 申請フォーム>



### 【申請・問い合わせ先】

東久留米市 福祉保健部 健康課 予防係  
〒203-0033 東久留米市滝山四丁目3番14号(わくわく健康プラザ内)

※本庁舎ではありません

TEL042-477-0030

※窓口受付時間:平日8時30分から17時まで(12時から13時を除く)

<市ホームページ>

